

魚沼市の一部地域において災害救助法に基づく救助除雪を行います

短期間の集中的な降雪により、住家の倒壊が生じるおそれがある地域があることから、魚沼市において災害救助法に基づく救助除雪を行います。

- 1 実施市町村
魚沼市（旧守門村、旧入広瀬村）
- 2 実施内容
住家の倒壊等のおそれがある要援護世帯等の救助除雪（障害物の除去）
- 3 その他
救助除雪に要した費用を県と国が負担します。

本件についてのお問い合わせ先
防災企画課 課長 南
(直通) 025-282-1601
(内線) 6410